

# 入会のご案内

日本介護支援専門員協会は、  
利用者の自立した暮らしを支援する  
介護支援専門員をサポートします。  
全国の仲間たち、地域支部、都道府県支部が  
あなたを待っています。  
現場の声を届けることも大事な活動のひとつ。  
さあ、一緒に働きやすい環境を整えていきましょう！

一般社団法人  
日本介護支援専門員協会

# 会員になるとこんなメリットがあります

## ① どこよりも早く正確な内容のメールマガジンをお送りします。

介護支援専門員に関することを中心に、介護・医療・福祉に関する国の審議会・検討会等行政の動き、各種通知のお知らせ等、全国組織ならではの情報をメールマガジンで随時お伝えします。また、協会の行事や研修会、幹旋図書の情報等もいち早くお伝えします。メールマガジンは正会員専用Webサイトにも掲載しています。

※メールアドレスを登録された方は、メールで行う緊急調査等にもご参加いただけます。

現場の意見を集積したものは、報酬改定、制度改正の議論のための基礎資料となります。

2014.12.1

一般社団法人 日本介護支援専門員協会  
メールマガジン No.305

【お知らせメニュー】

1. 社会保障審議会介護給付費分科会(第118回) - 運営基準に関する事項について
2. 最近の介護保険最新情報

【1】社会保障審議会介護給付費分科会(第118回 H26.11.26)

↓資料はこちらから(厚労省ホームページ)  
<http://www.mhlw.go.jp/stf/shing12/0000066152.html>

2014.11.10

団法人 日本介護支援専門員協会  
メールマガジン No.303

【お知らせメニュー】

給付費分科会(第114回)

リハビリテーション・訪問リハビリテーション、サービス提供について

給付費分科会(第114回 H26.11.13)

こちらから(厚労省ホームページ)  
<http://www.mhlw.go.jp/stf/shing12/000005063.html>

「通所介護について」

は、通常規模型事業所と比較してサービス提供が難しいと見られる。基本報酬を引き下げざるを得ない状況下においても、スケールメリットを確保し、全体として事業所の規模拡大による経費削減を図ることが必要と見込まれている。

「通所介護の充実を図る機能を促進する」の日常生活自立度Ⅲ以上もしくは、一定割合以上受け入れ、かつ受け入れ体制を整備することが提案されています。

「専門性を効果的に活用する観点から、病院との連携により健康状態の確認を行った場合、必要な業務も示されました。

委員会代表委員は、「質の高い事業者を育てる」と述べました。また、事前加入の要件の活用によってサービス上の利点があるため、事業者が加盟を取得できる条件が「あり得る」として、「加盟だけでなく、質の向上」と要望しました。

「基本報酬については前回改正をさせていただければ」と述べました。

「における看護士の役割は大きい」とし、加入しづらい状況を見ている現状を上げ、

2014.11.10

一般社団法人 日本介護支援専門員協会  
メールマガジン No.302

【お知らせメニュー】

1. 厚労省・全国介護保険担当課長会議
2. 当協会・新刊書籍のご案内

【1】全国介護保険担当課長会議 (H26.11.10)

↓資料はこちらから(厚労省ホームページ)  
<http://www.mhlw.go.jp/stf/shing12/0000066152.html>

＜新しい提言事項＞

- 「介護予防・日常生活支援総合事業ガイドライン」が改定されたこと、本年において業が更新されています。
- 「介護予防ケアマネジメントの考え方(仮称)」の案等が追加で記載されています。
- 「介護予防ケアマネジメントのプロセス」の案等、本人の希望等を踏まえた上で、そのプロセスやガイドラインではそのプロセスやガイドラインは、年度末をめ

＜在宅医療と介護の連携推進＞

□在宅医療と介護の連携推進

＜運営基準に関する事項について＞

- 前回までで各論の議論が終わり、今回から議論の内容を整理する段階に入りました。運営基準等の内容については、地方分権法に基づいて各自治体の条例に委任されること、準備期間を考慮して、報酬に関する事項について議論に取り上げられ
- その中で、介護支援専門員については、さらに確認を要する事項が示されました。登録定員を25人以下かつ、これは既に承認が得られていますが、適切な定員を見直すことが必要と指摘した内容です。
- 居宅介護支援については、第116回分科会で提案された通り、次の2点が示されました。
  - (1)居宅介護支援事業所とサービス事業所の意識の共有を図る観点から、介護支援専門員は、居宅サービス計画に位置づけた指定居宅サービス等の担当者から個別サービス計画の提出を求めることとする。
  - (2)今後の制度改正で介護保険法上に位置づけた地域ケア会議において、個別のケアマネジメントの事例の提供の求めがあった場合には、これに協力するよう努めることとする。
- 居宅介護支援の運営基準に関して、利用者の立場で田部井康夫委員(認知症の人と家族の会理事)は、地域ケア会議はサービス担当者会議に比べて、その人の日頃の生活に接している地域の人が入り関わることを推奨されることとして、「利用者本人のプライバシー保護がより強く求められると考えるべき。できれば包括的な合意ではなく、(事例を)提出する旨の個別の合

※災害対応に関しては別途、「災害の対応メール」を随時配信

## ② JCMAだよりをお届けします。

紙ベースの会報です。

## ③ 会員限定のWebサイトを利用するためのIDとパスワードを付与します。

介護保険制度・医療制度にかかわる行政関連情報、本会の活動内容を掲載しています。

## ④ 会員カードをお送りします。

## ⑤ 本会が発行・幹旋する書籍を会員価格で購入できます。

## ⑥ 各種研修会・大会、講演会が会員価格で参加できます。

## ⑦ 介護支援専門員賠償責任保険に加入できます。

## 日本介護支援専門員協会とは

本会は、公正・中立なケアマネジメントを確立し、介護支援専門員の資質および社会的地位の向上に努めることをもって、国民の健康と福祉の向上に寄与することを目的として設立した職能団体です。

## 会員の種類

- (1) 正会員……介護保険法(平成9年法律第123号)第7条第1項第5号に規定する介護支援専門員、又は、第69条の2第1項に規定する介護支援専門員の登録を受けている者のいずれかであって本会の目的に賛同して入会する者。
- (2) 賛助会員……本会の事業を賛助するために入会する個人又は団体。
- (3) 名誉会員……本会に特別の功績があった者で、本人の承諾を得て総会において承認された者。

## 入会金

- (1) 正会員……1,000円
- (2) 賛助会員 個人の場合……2,000円
- (3) 名誉会員……免除

## 年会費

- (1) 正会員……5,000円
- (2) 賛助会員 個人の場合……5,000円  
団体の場合……一口 30,000円 (何口でも可)
- (3) 名誉会員……免除

## 入会手続き

本会への入会は、各都道府県支部と同時入会が原則となります。支部への入会手続きも併せてお願いします。申込み・お問合せは居住地又は勤務先のある各都道府県支部にお問合せください。

## 愛知県介護支援専門員協会

TEL:052-223-6621 FAX:052-212-1615 [info@aichi-silver.com](mailto:info@aichi-silver.com)

## 関係団体からの推薦理事

理事・監事細則第4条により承認された下記の関係団体から理事が就任し、当会の業務執行にご協力をいただいています。

公益社団法人日本医師会、公益社団法人日本歯科医師会、  
公益社団法人日本薬剤師会、公益社団法人日本看護協会、  
公益社団法人日本社会福祉士会、公益社団法人日本介護福祉士会、  
NPO法人日本介護経営学会、一般社団法人日本ケアマネジメント学会

# 日本介護支援専門員協会の歩み

平成9年12月 介護保険法 成立、「介護支援専門員」誕生

平成12年4月 介護保険法 施行

平成15年8月 全国介護支援専門員連絡協議会 設立  
 会員は、都道府県を単位とする介護支援専門員組織及び団体

平成17年6月 介護保険法の一部改正法 可決、公布

介護保険法 第1章総則7条5項に「介護支援専門員」が  
 法律の定義規定に明確に位置づけられる

平成17年11月 **日本介護支援専門員協会 設立**  
 会員は、介護支援専門員個人とする職能団体  
 全国介護支援専門員連絡協議会（会員数42）解散

平成19年5月 平成19年度第1回総会にて旧公益法人制度による社団法人取得断念  
 明治29年に制定された民法の公益法人に関する規定が110年ぶりに改正され、  
 新公益法人法が平成20年12月1日に施行されるため

平成20年5月 平成20年度第1回総会にて「有限責任中間法人」の定款を決議

平成20年8月 「有限責任中間法人」登記

平成21年3月 平成20年度第2回定時社員総会にて「一般社団法人」への  
 名称変更に伴う定款を決議

平成21年4月 「一般社団法人」登記



一般社団法人  
**日本介護支援専門員協会**

〒101-0052 東京都千代田区神田小川町1丁目11番地 TEL 03-3518-0777  
 金子ビル2階 FAX 03-3518-0778  
 E-mail : info@jcma.or.jp www.jcma.or.jp

ロゴマーク: Japanの「J」を人に見立て、Managerの「M」をハートにして包み込み、あたたかさを  
 やさしいケアの色使いで表現。平成19年12月に公募と会員投票により決定しました。